

# 新型コロナウイルス感染症に関する 村からのお願い

北海道の新規感染者数は減少していますが、インフルエンザが増加傾向にあることから、これまでお知らせした基本的な感染防止行動の徹底についてご協力をお願いします。

## 令和5年3月13日からマスクの着用の考え方が変わります。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症(季節性インフルエンザと同じ分類)に移行することや昨今の感染状況等を踏まえ、国から「マスクの着用の考え方」が示されましたのでお知らせします。

適用日	考え方、注意事項
3月13日から	<p>①個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。ご本人の意思に反して着脱を強いることのないよう注意が必要です。</p> <p>②感染が大きく拡大している場合において、一時的に場面に応じた適切な着用を求める場合があります。</p> <p>感染防止対策として効果的な場面は、次のとおりです。</p> <p>①重症化リスクの高い方の感染を防ぐため、次の場面での着用を推奨します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医療機関受診時</li><li>・医療機関や高齢者施設等への訪問時</li><li>・混雑した電車やバスに乗車するとき</li></ul> <p>②流行時に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行くときは、着用が効果的です。</p> <p>③症状がある方などは、外出を控え、やむを得ず外出する際は着用してください。</p> <p>④医療機関や高齢者施設等の従事者は勤務中の着用を推奨します。</p> <p>上記の考え方が適用された後も、基本的な感染症対策は重要となります。「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、換気等は継続して実施してください。</p>
5月8日から	<p>①個人及び事業者は自主的に感染対策に取り組むこととなります。</p> <p>②国からは、自主的な感染対策に必要な情報提供が行われます。</p>

\* 学校又は保育所におけるマスク着用の考え方は、各学校又ははるすつ保育所から保護者の皆様に別途通知がありますので、その内容をご確認ください。

\* マスクの着用に関して差別的な対応等がないよう十分にご注意ください。

【お問合せ先】 留寿都村役場保健医療課 電話：0136-46-3131 令和5年2月20日発行

裏面もご確認ください。⇒⇒⇒

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが  
令和5年3月13日から

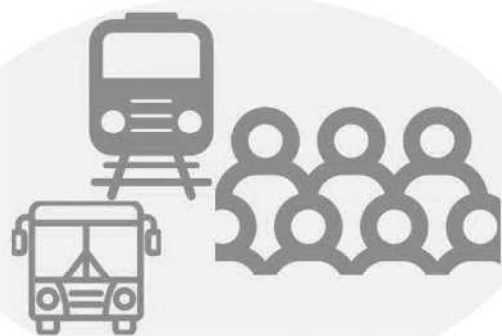
# マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために  
マスクを着用しましょう



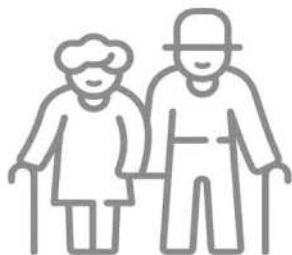
受診時や医療機関・  
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した  
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病  
がん  
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、  
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります